

利用上の注意

1. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行いました。
 - 国・地方公共団体の事業所
 - 日本標準産業分類大分類 A - 農業，林業に属する個人経営の事業所
 - 日本標準産業分類大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
 - 日本標準産業分類大分類 N - 生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
 - 日本標準産業分類大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所
2. 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 23 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。
3. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 21 年経済センサス基礎調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。
4. 事業所に関する集計（売上（収入）金額等）は、売上（収入）金額等が事業所を除いて集計しています。
5. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
6. 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「 - 」で表しています。
7. 「x」を付しているものは、集計対象となる事業所（企業）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上の事業所（企業）に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表しています。
8. 事業所に関する集計における売上（収入）金額は、事業所単位の把握ができない一部の産業（ネットワーク型産業）については「...」で表しています。
 - 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、
 - 「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、
 - 「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
9. 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計しました。